

東御市地球温暖化対策地域推進協議会設置要綱

平成22年5月24日

告示第40号

改正 平成28年6月27日告示第41号

(設置)

第1条 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第40条第1項の規定により、東御市地球温暖化対策地域推進計画（同法第19条第2項の規定により市長が定めた計画をいう。以下「推進計画」という。）を推進するため、東御市地球温暖化対策地域推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 推進計画の普及啓発に関すること。
- (2) 推進計画に基づく地球温暖化対策の企画及び立案に関すること。
- (3) 市民、事業者及び行政による地球温暖化対策の取組みに関すること。
- (4) その他地球温暖化対策に関し必要な事項

(組織及び任期)

第3条 協議会は、委員20人以内で組織する。

- 2 委員は、市民、事業者及び地球温暖化対策に関し識見を有する者のうちから市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、3年とする。ただし、再任することを妨げない。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置き、委員が互選する。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。ただし、最初の協議会は市長が招集する。

- 2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(補則)

第6条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（平成28年6月27日告示第41号）

この告示は、告示の日から施行する。